

雇用環境を整えてから従業員を迎えたい 社会保険適用へのこだわりは、 従業員への思いやり

AOSOLA合同会社

代表
大山 佳子氏

DATA

代表者：大山 佳子
創業：2013年12月
業種：美容室
従業員数：正社員1人
所在地：東京都練馬区大泉
3丁目13番地26
TEL：03-3923-9014



「また来たくなる美容室」
最高のロケーション

大泉学園駅から徒歩十五分。閑静な住宅街の中に、AOSOLA美容室はある。一見、民家のよ
うな建物の二階に、暖かな陽が差し込む居心地の良い待合室と二席のカットスペースがある。窓から見える梅の木は、季節になると、ちよ
うど目線の高さに花を咲かせるそう
だ。社名の由来にもなった青空が視界いっぱい広がる明るい待

雇用環境を整えてから 従業員を迎えたい

同社は、法人化する前にこの専門
家派遣事業に申し込みをした。
従業員を雇う前にこの事業を利用
するのは珍しいケースである。

合室には、ピアノや画集が置いてあり、まるで洒落なりビングのよう
だ。
代表である大山氏は、二十五
年間別の美容室で取締役として
勤務した後、独立し、二〇三年
十二月にAOSOLA美容室をオ
ープンした。それまで同じ店で十
六年間働いていた妹も一緒に働くこ
ととなった。オープンしてから三年
後、二〇二六年九月に法人化して
いる。

その理由を「人を雇う前に雇用
環境を整えたかった」と話す大山
氏。
取り組み内容は、ハローワーク
での求人出し方や雇用契約書の
作成方法、社会保険や労働保険
の手続きである。どれも、従業
員を雇用する際の最初のステップ
だ。
ハローワークでの求人の出し方
は、書き方見本があるものの、実
は難しい。労務に関する法律的な
知識がないと、年間休日や何日
設定すれば法令違反でないのか、
そもそも給料はいくらで設定すれ
ばよいかなど、基本的なことが
分からず、求人票が書けないから
である。雇用契約書についても同
様だ。インターネットで検索して

専門家派遣スケジュール

（コンサルタント ● 社会保険労務士
改善取組項目 ● 雇用環境整備の推進）

平成28年6月22日

雇用契約書作成についてアドバイス

平成28年7月8日

ハローワーク求人票の書き方についてアドバイス

平成28年7月22日

各保険のしくみと手続きについて解説

平成28年8月23日

雇用後の帳簿類、事業所として
社会保険に加入するための手続きについて説明

平成28年9月12日

作成後の雇用契約書確認、雇用契約時のアドバイス等

社員労働条件通知書兼雇用契約書	
年 月 日	
甲 AOSOLA 美容室 東京都練馬区西大泉 3-13-26 代表 大山佳子	印
乙 (住所) (氏名)	印
甲と乙は、次の通り有期雇用契約を締結し、双方で各1通を保有する。	
契約期間	期間の定め (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
試用期間	なし
就業の場所	AOSOLA 美容室 (東京都練馬区西大泉 3-13-26)
従事すべき業務の内容	美容室業務全般
始業・終業の時刻、 休憩時間、 所定時間外労働・休日労働	1 就業時間および休憩時間は次の通りとするが、業務の都合により変更する場合や、 時間外労働および休日労働を命じる場合がある。 始業 (8 時 30 分) 終業 (17 時 30 分) 2 休憩時間 (60) 分
休 日	毎週火曜日と、その他に1日または2日の休日をシフト制により与えるものとする。 毎月25日までに翌月分のシフトを通知する。
賃 金	1 基本賃金 () 円 2 種手当の額及び計算方法 通勤手当 () 円 手当 () 円 手当 () 円 3 法定時間外・休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 法定時間外 法定時間外 (125) % ロ 休日 法定休日 (135) % ハ 深夜 (25) % 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、1箇月の平均所定労働時間数を基に、 基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

社員労働条件通知書兼雇用契約書

種にもよるが社会保険に加入する義務はない。取って社会保険に加入した理由は、自身の苦い経験からくる従業員への思いやりであった。

実は、前職で二十五年間、代表取締役へ社会保険加入の必要性を訴えてきたが、その思いが叶わなかったのだと言う。同じ美容室で従業員

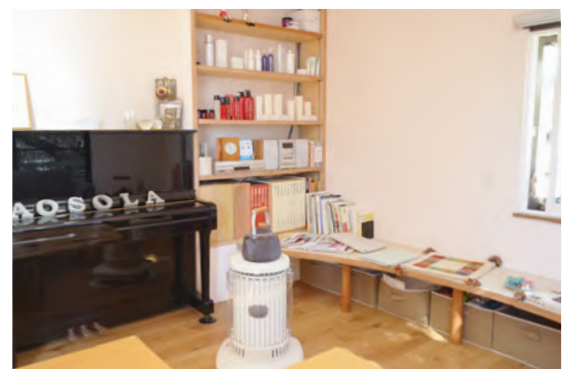
もあり、朝早くから夜遅くまで働くことが多い。しかし、家庭を持ち、子育てをする三十代や四十代以降は、二十代と同じような働き方を続けることが難しくなってくる。技術を持ちながら、働けずに埋もれている元美容師は多数いると言う。

同社では、週二回ほど働ける従業員を三人雇用したいと考えている。それが実現すれば、従業員自身も家庭と両立しやすく、店側も従業員の急なシフトに対応できる。リスクヘッジになるからである。「プランクがある方でも、シャンプーからスタートして徐々に復帰してもらいたいと思っています」と、大山氏は言う。

「二十年后にきつとわかる社会保険の大切さ」

「従業員が社会保険に入ってくれたと思うのは、今ではなく二十年后だと思ふんです」と、大山氏は話す。確かに、月々のお給料

は、社会保険料が控除されることで手取りが減る。出産や病気などがなく、日常生活を日々無事に過ごせている間は、手取り収入が減る痛手の方が大きく、社会保険の必要性を感じることは難しい。しかし老後を迎えたとき、本当の意味で社会保険のありがたみを理解できるだろう。



社会保険の大切さを切に感じて

特に美容院では、シャンプーによる手荒れや、染髪作業による洋服の汚れなど、業界ならではの問題がある。どのように対処するべきなのか、雇用契約時のポイントはどこかなど、社会保険労務士からのアドバイスが役に立ったそう

大山氏は、開業後に個人事業主として社会保険に任意加入をしている。個人事業主の場合、業

として勤めながら子どもを出産した大山氏の妹は、切迫早産で妊娠四か月からほぼ寝たきりの生活になってしまったことがある。出産にはさまざまなリスクが伴うが、社会保険に加入していれば傷病手当金の申請ができたであろう。物入りな時期に仕事を休まざるを得ず収入が無くなり、何の保障も受けられないという妹の現実に愕然とした大山氏は、「自分が独立したら、従業員のためにも社会保険にきちんと入れるようにしなければ」と固く心に決めたのだと言う。

現在、妹と二人で美容室を運営しているため、どちらかが体調不良に陥った場合、きちんと顧客対応ができないというリスクがある。そのため早急に従業員を雇用する必要性を感じているそう。美容師は、二十代は修行の時期で



今後の構想

は、AOSOLA美容室と同じように空き家物件のリノベーションを行い、少人数でも家庭と仕事を両立できるようなスタイルで運営する美容室を増やしていくことだと言う。ライフ・ワーク・

取材後記

社会保険の必要性を実感する機会は少なく、法々加入するケースも少なくない。任意加入をしても社会保険が大事だと話す大山氏の言葉は社会保険労務士として嬉しく感じた。従業員を雇用する前から専門家に相談するメリットは大きいので、同社のように法人化したばかりの企業にもこの事業を活用していただきたい。

- 社会保険労務士・宮下麻衣子

バランスが取りやすく、社会保険に加入できて、安心して働ける美容室があれば、美容師が復職する機会が増えるに違いない。